

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.5%（税抜き）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

(2014.10)

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.24% (税抜 3.0%) の場合は、概算で次のように計算します。

$$\begin{aligned} \text{購入金額} &= \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額} \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3.24\% \text{ (税抜 3.0\%)} \end{aligned}$$

<口数指定で申込の場合>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\begin{aligned} \text{購入金額} &= 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円} \\ \text{購入時手数料} &= 1,000,000 \text{ 円} \times 3.24\% = 32,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

となり、合計 1,032,400 円お支払いいただくこととなります。

<金額指定で申込の場合・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\begin{aligned} \text{購入金額} &= \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3.24\% \\ \text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} &= \text{購入金額} + \text{購入時手数料} \end{aligned}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。この場合、最大の購入口数は 968,618 口になり、購入時手数料は 31,382 円になります。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

購入時手数料を概算で求める場合は、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.24\%)) \times 3.24\%$$

*分配金再投資コース (一部銘柄で取扱) の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用 (保有) 時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.647% (税抜き・概算)) が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約（換金）時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部（最大 0.5%）を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

信託財産留保額 = 10,000 円 × 0.3% = 30 円

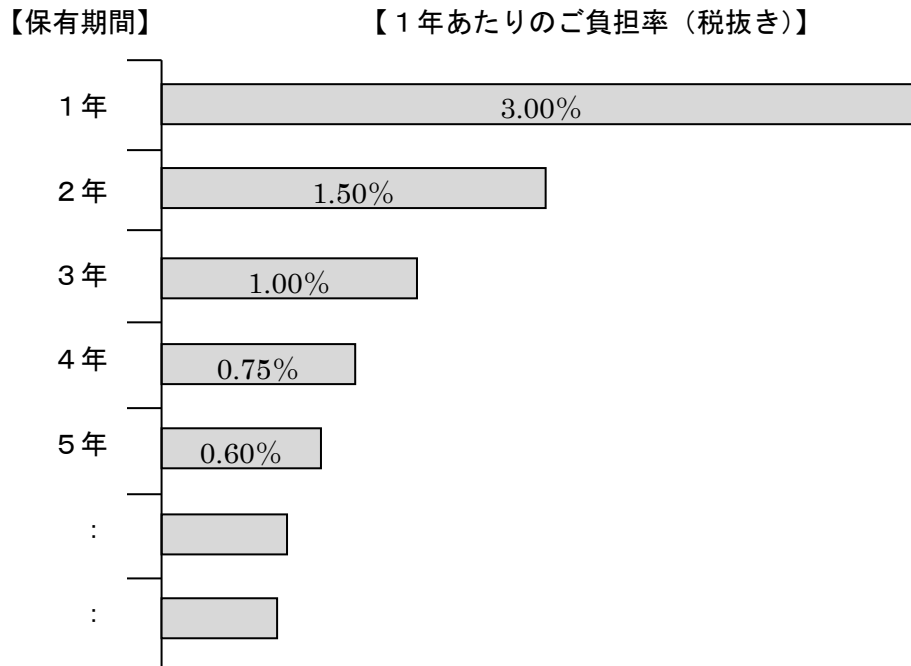
解約価額 = 10,000 円 - 30 円 = 9,970 円（10,000 口当り） となります。

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかかる場合がない場合があります、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3%（税抜き）の場合



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

僕もFX取引で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック

証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)は、

法律に基づく公的な団体が連携した紛争解決機関です。2011年4月、**特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関(金融庁指定)**としての業務を開始しました。

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。)公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

詳しくはホームページへ

<http://www.finmac.or.jp>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいけつサポート

証券紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

<http://www.finmac.or.jp>

【愛称】
ダブルインカム
クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)

追加型投信／国内／株式／インデックス型
 投資信託説明書(交付目論見書)2016.3.4



商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	債券 (その他債券)	年4回	日本	その他 (クロッキー日本株 プラス戦略)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年9月4日に関東財務局長に提出しており、2015年9月5日にその効力が生じております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、下記委託会社のホームページに掲載しています。
 また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において、信託法に基づき分別管理されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の「照会先」までお問い合わせください。

■委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]



BNP PARIBAS
INVESTMENT PARTNERS

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

照会先 電話番号:0120-996-222
 (受付時間:毎営業日 午前10時~午後5時)
 ホームページ <http://www.bnpparibas-ip.jp/>

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第378号
 設立年月日:1998年11月9日
 資本金:1億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,285億円
 (資本金、運用純資産総額は2015年12月末現在)

■受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下「株価連動債」といいます。）を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 その1 「しっかり選ぶ」

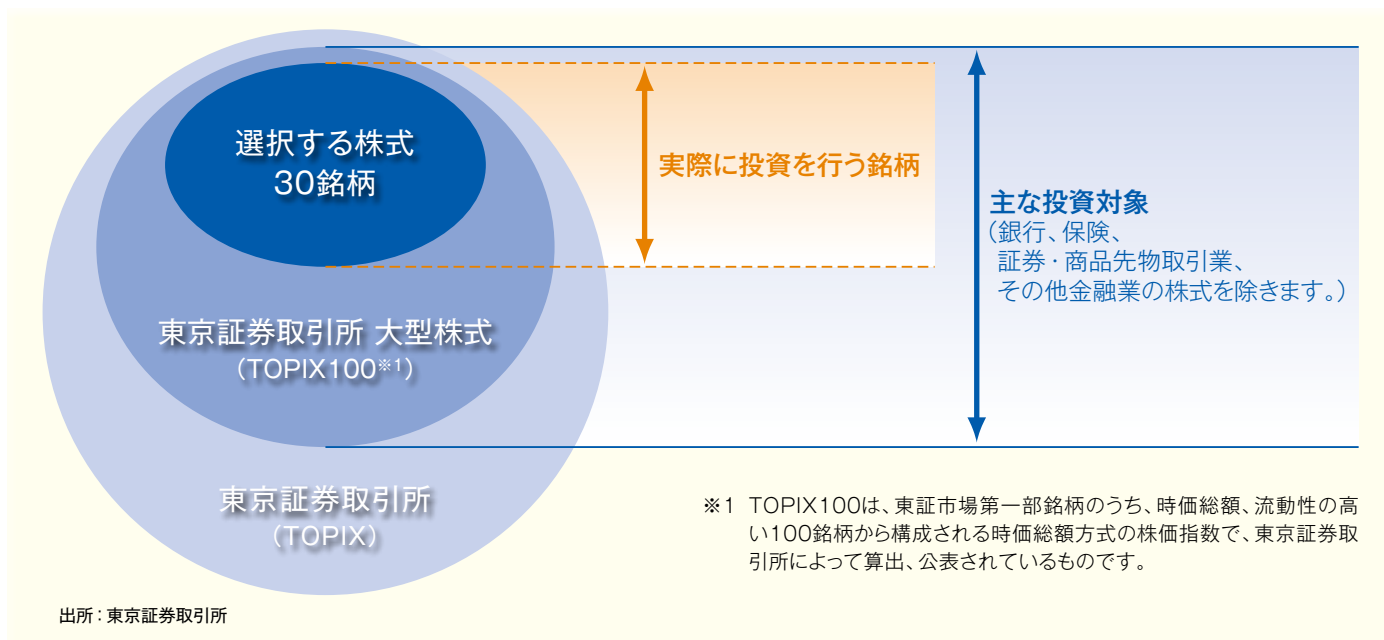
主な投資対象は、日本を代表する企業の株式です。グローバルな視野に立ったドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキー」により割安と判断した株式を選択します。



実際には、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」への投資を通じて運用を行います。

主な投資対象

主な投資対象は、日本の株式市場を代表するTOPIX100^{※1}採用銘柄です。
（銀行、保険、証券・商品先物取引業、その他金融業の株式を除きます。）



ドイツ銀行グループが株式投資戦略を提供します。

- 総資産約1兆7,190億ユーロにのぼる世界有数の総合金融機関です。
- 総従業員数は約10万人で、世界70カ国以上で幅広い金融サービスを提供しています。
（出所：ドイツ銀行グループ 2015年9月末現在）

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

本書で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。

特色 その2 「じっくり持てる」

インカム^{※2} (株式の保有から得られる収入額) を高める投資戦略により、年4回の定期分配を行います。

※2 株式を発行した企業が、株主に利益の一部を還元する「配当」が代表的なインカムです。ダブルインカムは、「配当」を上回るインカムの確保を目指します。

* 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

定期分配について

株式の保有による二つの定期的な収入が生む「株価連動債」の利息により、継続的かつ安定的な分配を目指します。

株式の配当金



インカムを高める投資戦略

インカム (株式の保有から得られる収入) を高める投資戦略^{※3}について

- ① 投資した株式からの配当よりも高い収入額を得る戦略を構築します。
- ② 一定条件のもとでは、株価の変動に影響されずに、安定的な収入額が確保できます。
- ③ 投資対象株式の値上がり益は、3ヵ月毎に設定される目標株価^{※4}までが上限となります。値上がり益のうち、目標株価を上回った部分は、基準価額の上昇に寄与しません。

※3 ドイツ銀行ロンドン支店が戦略スポンサーとなるクロッキー日本株プラス戦略を指します。

※4 株式市場が予測する株価変動幅等を勘案し、各投資対象株式について、3ヵ月毎に戦略スポンサーであるドイツ銀行ロンドン支店が決定します。

インカムを高める投資戦略と株式保有時の損益比較 (イメージ図)

本戦略によるインカム部分 配当金によるインカム部分

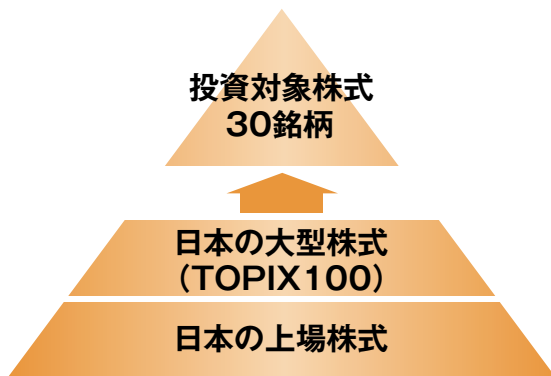
3ヵ月後の株価	株価が値上がり、目標株価には到達しなかった場合	株価が値下がりの場合	株価が値上がり、目標株価を超えた場合
損益比較イメージ	<p>目録株価 当初株価</p> <p>値上がり益 値上がり益</p> <p>投資金額 投資金額</p> <p>株式保有 インカムを高める投資戦略</p>	<p>値下がり損 値下がり損</p> <p>投資金額 投資金額</p> <p>株式保有 インカムを高める投資戦略</p>	<p>値上がり益 値上がり益</p> <p>投資金額 投資金額</p> <p>株式保有 インカムを高める投資戦略</p>
期待される投資成果	インカム部分に加えて、値上がり益も全て享受できます。	値下がりの影響を受けるものの、インカム部分は受取れます。	インカム部分に加えて、値上がり益も享受できますが、目標株価までに限定されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「クロッキー」による投資対象株式の選択

日本を代表する企業の株式から、ドイツ銀行グループが「クロッキー」により割安かつ値上がりが見込まれる投資対象株式を選択します。

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループにより開発された株式分析手法です。



「クロッキー」により株式を重点分析します。

- ・企業の収益力はどうか？
- ・収益力に対し、現在の株価は割安か？

値上がりが期待される株式30銘柄を選択します。

等金額配分で組入れます。

3か月毎に銘柄を見直し、リバランス^{※5}を行います。

※5 リバランスとは、各銘柄の組入れ比率の調整をいいます。原則として、3か月毎の見直し日以外には銘柄入れ替え及びリバランスを行いません。

「クロッキー」について

クロッキーとは国や地域、業種の枠を越えた株式分析を目指し、会計データを、より経済実態に沿った「経済データ」に精緻に再構築したうえで使用する投資分析手法です。

株式分析手法「クロッキー」の紹介・コンセプト

CROCI

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法です。

- クロッキーは、全世界の大型株約750銘柄を対象として、専任のアナリスト達が会計データと企業の経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、銘柄分析や新しい指標の算出を行う株式分析手法です。
- 一般的な投資尺度では、国毎の会計制度・税制の違い、セクター毎の財務特性の差異などから、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難でした。
- クロッキーは、表面的な会計データをより経済実態に近づけるように客観的なルールに基づいて調整を施し、様々な有効な投資尺度を計算することを可能にします。
- クロッキーは『Cash Return on Capital Invested』の頭文字で『投下資本に対する現金収益比率』を意味します。

進化したPER「エコノミックPER」

会計データに基づく株価水準を評価する指標として、PER（株価収益率）が広く活用されていますが、PERにはいくつかの明らかな限界があります。

PERは企業の会計データを基に算出されていますが、会計データは、会計というルールの中における計算の積み重ねであり、様々な理由により経済実態との隔たりがあるためです。

クロッキーでは企業の会計データと経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、新しい進化したPER「エコノミックPER」を計算することで、**国や業種の枠を越えた株式投資分析を行います。**



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

エコミックPERにより業種を越えた割安度の比較が可能に

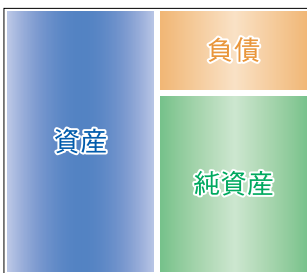
薬品メーカーA社「ヘルスケア」



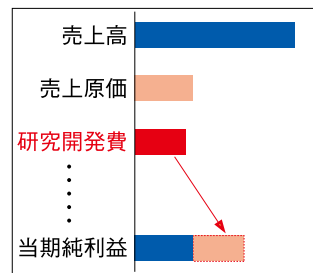
製薬会社は毎期多額の研究開発費を投下します。これは将来における新薬からの収益を得るための投資ですが、会計上は費用として処理され、当期純利益を下げます。結果として、従来のPER(株式時価総額 ÷ 純利益)を上昇させる要因になります。

クロッキーでは、研究開発やブランド価値を高めるためのコストを、費用ではなく将来収益を生むための投資と考え費用計上しません。これらの投資が多くなったとしても必ずしも割高になるというわけではありません。

【貸借対照表 (B/S)】



【損益計算書 (P/L)】



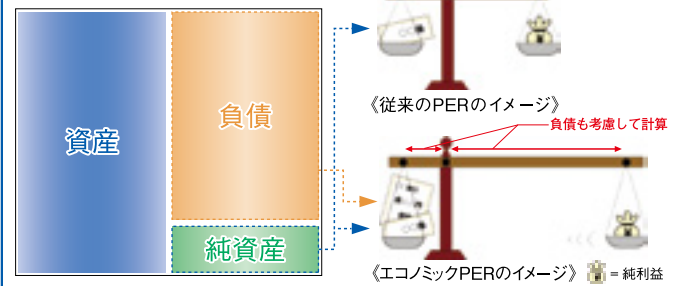
総合商社「資本財・サービス」



多くの商社は、多額の負債借入を行って事業を遂行しています。つまり発行済み株式数を増やすことなく、会社の規模を大きくすることで、収益を高めています。結果として、従来のPER(株式時価総額 ÷ 純利益)を低下させる要因になります。

一般的に、負債を増やし会社の規模が増大した場合は、損益の変動幅も大きくなります。クロッキーでは、負債も含めた全企業価値を考慮して計算されますので、規模の増大により利益が増加しても必ずしも割安と判断されることはありません。

【貸借対照表 (B/S)】

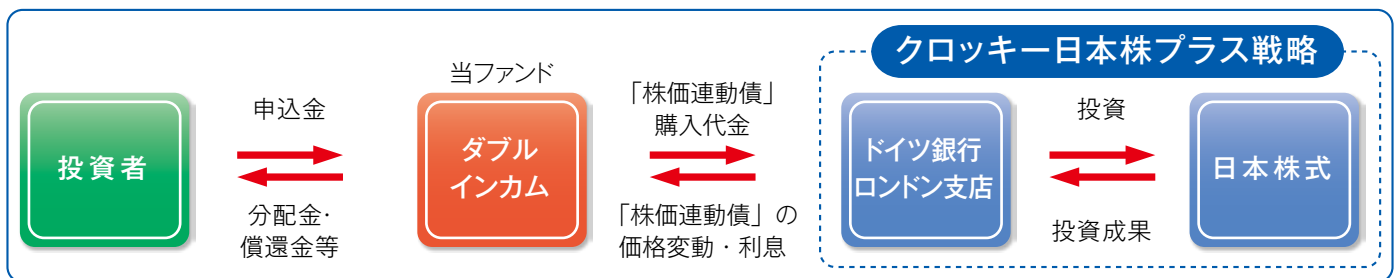


クロッキーにより計算される「進化したPER」(エコミックPER)を用いることで、ひとつの尺度で業種を越えて企業の割安度を比較することが可能となります。

ファンドの仕組み

ファンドの設定・運用は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が行います。

当ファンドは、原則として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」*6を主な投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。



● 「株価連動債」*6とは

株式の値動きや投資戦略の成果により、債券の価格が変動する性格をもちます。

一定条件のもとに年4回、利息を確保する仕組みを持ち、その利息が主な分配原資となります。

*6 日本以外の円取引市場で発行される債券(ユーロ円債)です。クロッキー日本株プラス戦略の戦略スポンサーは、ドイツ銀行ロンドン支店です。本戦略のメンテナンス・維持管理のためのコストとして「株価連動債」の時価から年間1%(2015年12月末現在)を徴収します。

● 投資者の購入申込みについて採用される(翌営業日の)基準価額は、購入申込受付日(当日)の日本市場の株価を反映したものです。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社のご紹介

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が投資信託の設定・運用を行います。

- 欧州の総合金融グループ、BNPパリバグループの資産運用部門であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズの日本拠点です。
- BNPパリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高は、約5,090億ユーロ(約68.6兆円)、従業員数は約3,000名、世界35カ国に運用拠点を配置しています。(2015年9月末現在)

主な投資制限

- 株式への投資割合^{※7}は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。

※7 実際には、ドイツ銀行ロンドン支店の発行する「株価連動債」への投資を通じて運用を行います。

分配方針

年4回決算で、安定的かつ高水準の分配を目指します。

- 毎年3月5日、6月5日、9月5日、12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益及び売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 毎年6月と12月の決算においては、収益分配前の基準価額が10,000円を超えている場合、分配金を付加することがあります。

<イメージ図>



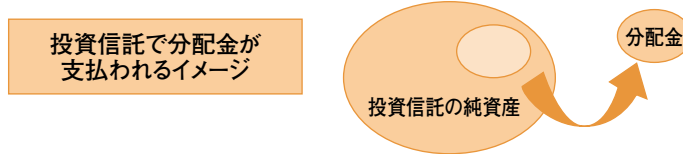
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及び金額について示唆、保証するものではありません。

分配に関する注意事項

- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 「株価連動債」の利払日とファンドの決算日は一致しません。
- ファンドの決算による収益分配金は、ファンドが投資する「株価連動債」の利息や時価とは一致しません。

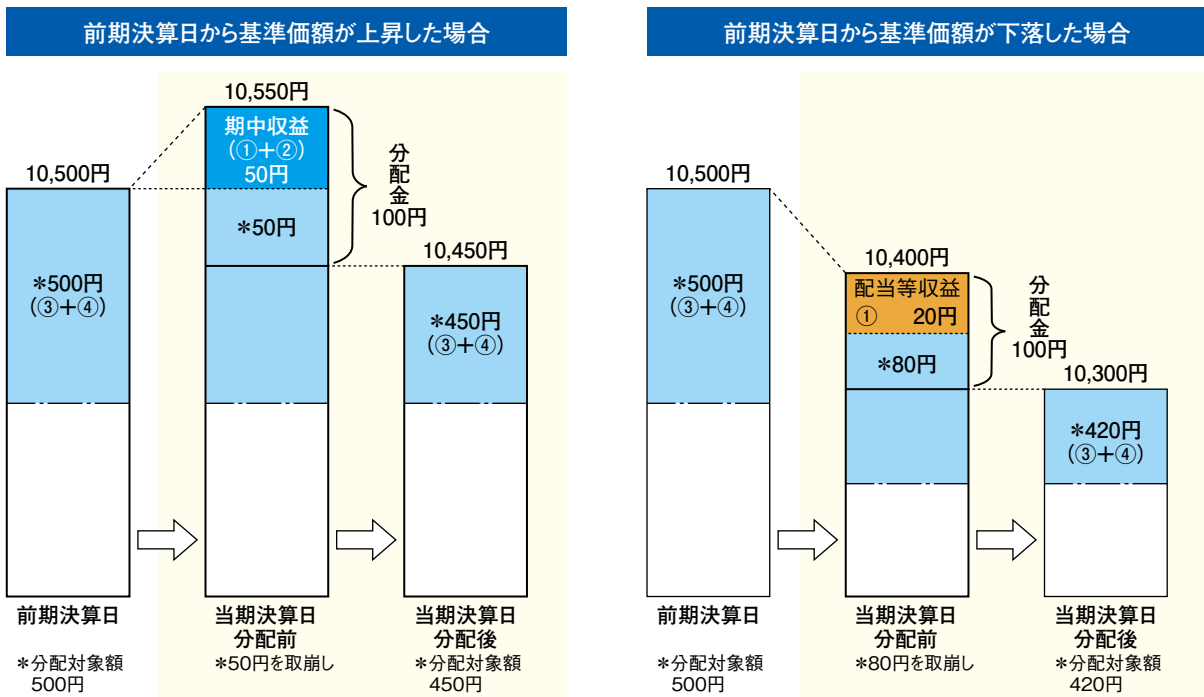
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



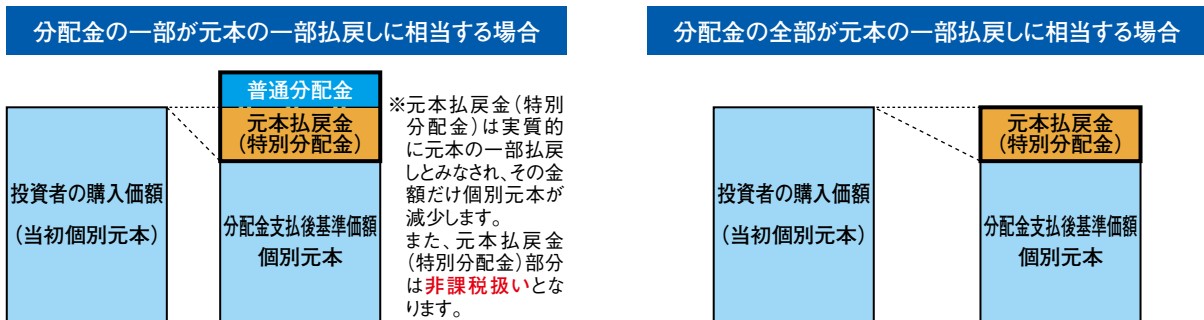
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として特定の株価連動債に投資しますので、組入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●主な変動要因

① 一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

② 市場リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券等への投資にはリスクが伴います。有価証券等の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。

③ 信用リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産や財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金が支払われなくなる（債務不履行）リスクがあります。また株価連動債は「クロッキー日本株プラス戦略」で選定される株式について倒産や価格変動リスクがあります。発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回る可能性があります。

④ 流動性リスク

- ・ 一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなる場合があります。

⑤ 特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、原則として株価連動債を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。

⑥ 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、株価の下落及び信用状況により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりの場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

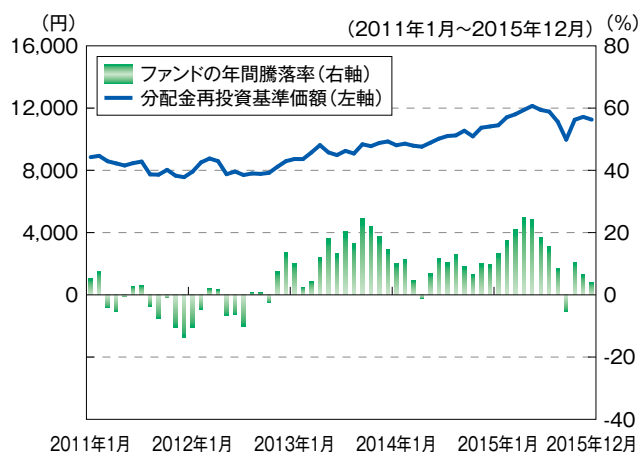
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

参考情報

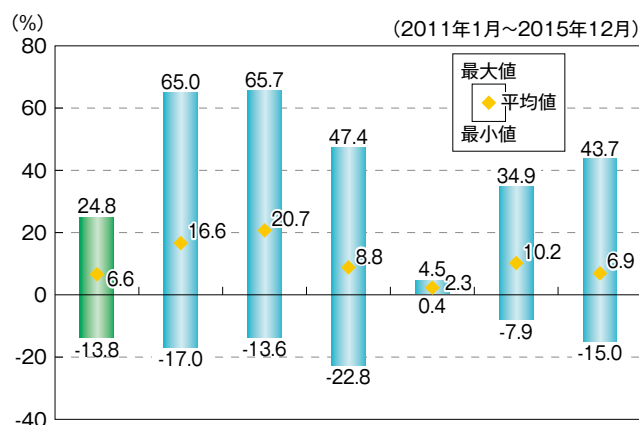
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

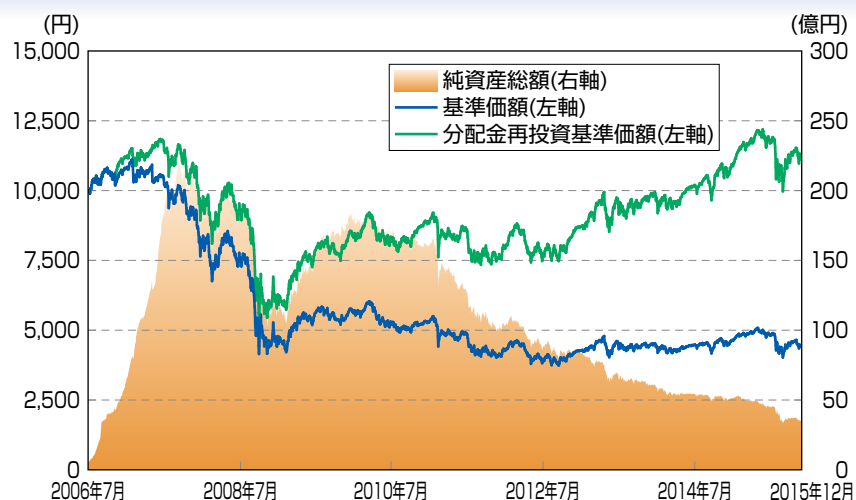
各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します (東証株価指数 (TOPIX): 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。
 ※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	4,462円
純資産総額	35.4億円

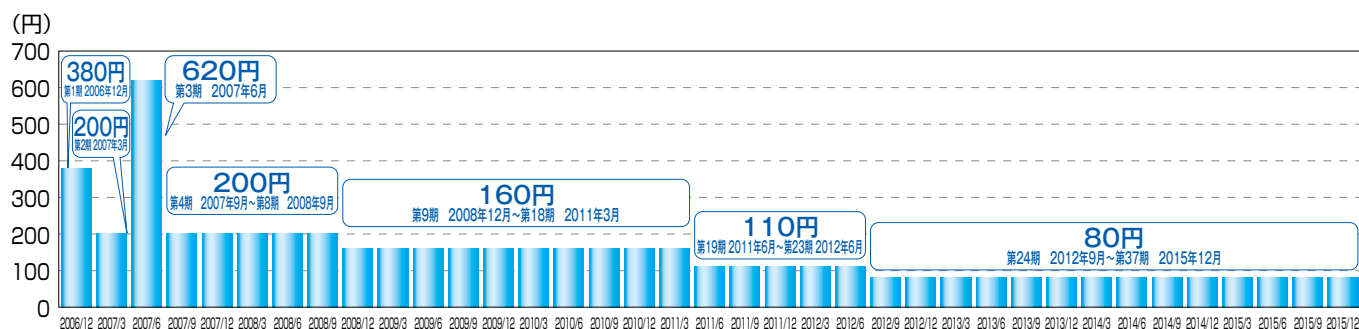
※基準価額は1万口当たり

分配の推移

2014年12月	80円
2015年3月	80円
2015年6月	80円
2015年9月	80円
2015年12月	80円
設定来累計	5,470円

※1万口当たり(税引前)

設定来の分配の推移(1万口当たり(税引前))



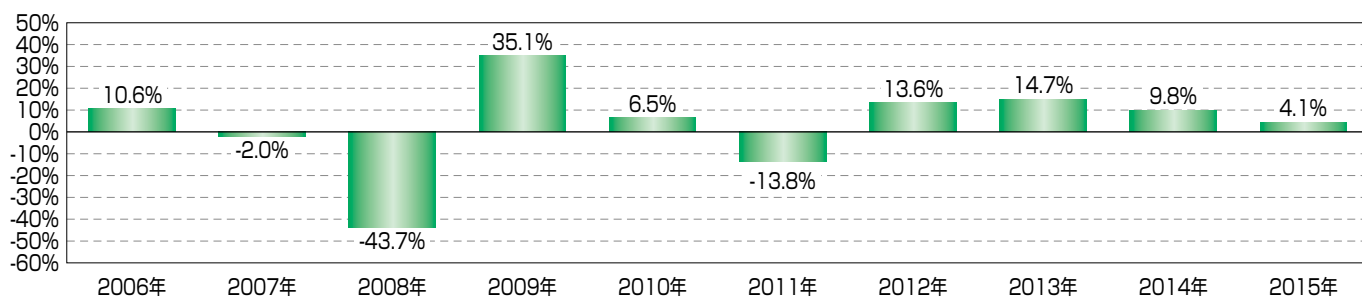
主要な資産の状況

投資状況

資産の種類	国/地域	銘柄名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	97.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			2.76
合計			100.00

※純資産比率とは、ファンドの純資産総額に対する比率をいいます。

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2006年は設定日(2006年7月31日)から年末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※ベンチマークであるクロッキー日本株プラス指数は、2006年8月4日より算出されています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。



お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ※お取扱いは販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※購入価額は、購入申込受付日当日の日本市場の株価を反映しています。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ※お取扱いは販売会社によって異なります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を、当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2015年9月6日から2016年7月28日まで
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、購入・換金の申込受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	2006年7月31日から2016年8月1日まで
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、やむを得ない事情が発生した場合等は、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年3月5日、6月5日、9月5日、12月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配方針に基づき、年4回の決算時に分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.bnpparibas-ip.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年6月及び12月の計算期末、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。 ※お取扱いは販売会社によって異なります。販売会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% を乗じて得た額	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬率	純資産総額に対して 1.242% (税抜1.15%)	信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率1.242% (税抜1.15%)を乗じて得た額とします。毎日計算され、ファンドの毎計算期末または償還時に、ファンドからご負担いただきます。	
信託報酬の配分は、下記の通りです。			
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	年率0.4428% (税抜0.41%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.756% (税抜0.70%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0432% (税抜0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
※投資対象である株価連動債(ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債)は、時価に対して年間1%(クローキー日本株プラス戦略のメンテナンスや維持管理コストとして)の費用がかかります。信託報酬及びこの費用の合計は年率 2.242% になりますが、株価連動債の組入れ状況により合計数値は変化します。(2015年12月末現在)			
その他の費用・手数料	<p>下記の費用を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 ・上記の費用に係る消費税等相当額 <p>下記の費用を、その都度ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料 ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・ファンドに関する租税 等 <p>※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p>		

※当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より20歳未満の方を対象とした非課税制度(ジュニアNISA)が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は2015年12月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

愛称 **ダブルインカム**
クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書
(請求目論見書)
2016.3.4

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年9月4日に関東財務局長に提出しており、平成27年9月5日にその効力が生じております。

設定・運用は



BNP PARIBAS
INVESTMENT PARTNERS

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

- 「クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、その商品性から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。
 - ・投資信託は保険契約ではありません。
 - ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
 - ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。(販売会社は販売の窓口になります。)
 - ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
 - ・証券会社(第一種金融商品取引業者)を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

有価証券届出書提出日	平成27年9月4日
発行者名	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役 島崎 亮平
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	クロッキー日本株プラス(3ヵ月決算型)
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	1,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	2
第1【ファンドの状況】	2
1【ファンドの性格】	2
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	15
4【手数料等及び税金】	17
5【運用状況】	20
第2【管理及び運営】	26
1【申込(販売)手続等】	26
2【換金(解約)手続等】	26
3【資産管理等の概要】	27
4【受益者の権利等】	29
第3【ファンドの経理状況】	30
1【財務諸表】	32
2【ファンドの現況】	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	38
第三部【委託会社等の情報】	39
第1【委託会社等の概況】	39
1【委託会社等の概況】	39
2【事業の内容及び営業の概況】	40
3【委託会社等の経理状況】	40
4【利害関係人との取引制限】	74
5【その他】	74
信託約款	75

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）
（愛称：ダブルインカム、以下「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の受益権です。
- ②信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したもの）をその時の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「クロ日株3月」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%※（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

(6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

(7) 【申込期間】

平成27年9月6日から平成28年7月28日まで

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/</p>
--

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によりBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込みの方法

取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「株価連動債」といいます。）を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本	TOPIX
クレジット属性 ()	年4回	北米	
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	
その他資産 ()	年12回 (毎月)	アジア	その他 (クロッキー 日本株 プラス戦略)
資産複合 ()	日々	オセアニア	
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

その他の指数…日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。

*当ファンドの対象インデックス：クロッキー日本株プラス戦略

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

④ファンドの特色

特色 その1 「しっかり選ぶ」

主な投資対象は、日本を代表する企業の株式です。グローバルな視野に立ったドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキー」により割安と判断した株式を選択します。

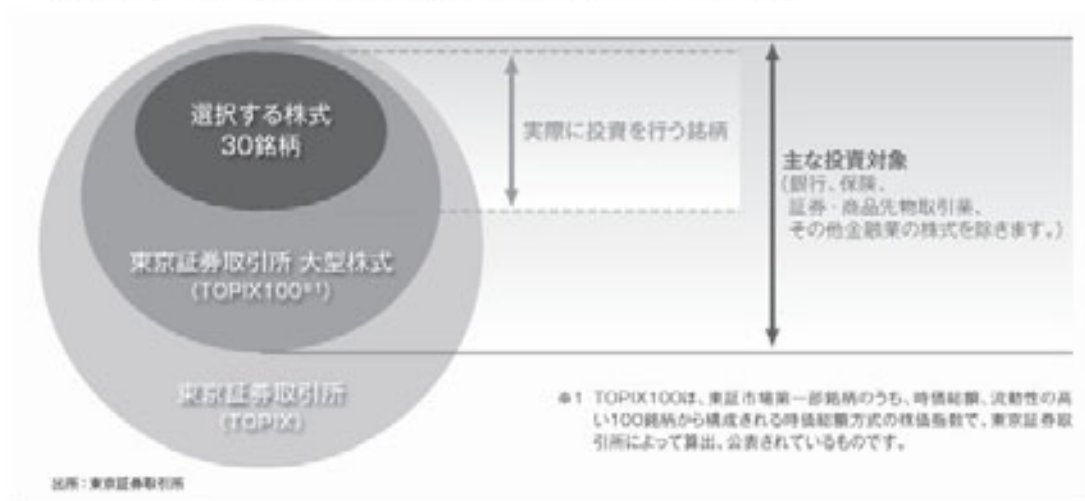


実際には、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」への投資を通じて運用を行います。

主な投資対象

主な投資対象は、日本の株式市場を代表するTOPIX100^{*1}採用銘柄です。

(銀行、保険、証券・商品先物取引業、その他金融業の株式を除きます。)



ドイツ銀行グループが株式投資戦略を提供します。

- 総資産約1兆7,190億ユーロにのぼる世界有数の総合金融機関です。
- 総従業員数は約10万人で、世界70か国以上で幅広い金融サービスを提供しています。
(出所：ドイツ銀行グループ 2015年9月末現在)

特色 その2 「じっくり持てる」

インカム^{*2}(株式の保有から得られる収入額)を高める投資戦略により、年4回の定期分配を行います。

- *2 株式を発行した企業が、株主に利益の一部を還元する「配当」が代表的なインカムです。ダブルインカムは、「配当」を上回るインカムの確保を目指します。
- 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

年4回決算で、安定的かつ高水準の分配を目指します。

- 毎年3月5日、6月5日、9月5日、12月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益及び売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 毎年6月と12月の決算においては、収益分配前の基準価額が10,000円を超えている場合、分配金を付加することがあります。

<イメージ図>



基準価額にかかわらず、投資対象からの配当等収益の範囲内を主に分配します。



基準価額の水準により、投資対象の売買益・評価益部分を付加して分配することがあります。

*上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及び金額について示唆、保証するものではありません。

分配に関する注意事項

- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 「株価連動債」の利払日とファンドの決算日は一致しません。
- ファンドの決算による収益分配金は、ファンドが投資する「株価連動債」の利息や時価とは一致しません。

定期分配について

株式の保有による二つの定期的な収入が生む「株価連動債」の利息により、継続的かつ安定的な分配を目指します。

株式の配当金



インカムを高める投資戦略

インカム(株式の保有から得られる収入)を高める投資戦略^{*3}について

- ① 投資した株式からの配当よりも高い収入額を得る戦略を構築します。
- ② 一定条件のもとでは、株価の変動に影響されずに、安定的な収入額が確保できます。
- ③ 投資対象株式の値上がり利益は、3ヵ月毎に設定される目標株価^{*4}までが上限となります。値上がり利益のうち、目標株価を上回った部分は、基準価額の上昇に寄与しません。

*3 トイン銀行ロンドン支店が戦略スポンサーとなるクロッキー日本株プラス戦略を指します。

*4 株式市場が予測する株価変動幅等を勘案し、各投資対象株式について、3ヵ月毎に戦略スポンサーであるトイン銀行ロンドン支店が決定します。

インカムを高める投資戦略と株式保有時の損益比較(イメージ図)

3ヵ月後の株価	株価が値上がり、目標株価には到達しなかった場合	株価が値下がりした場合	株価が値上がり、目標株価を超えた場合
損益比較イメージ	<p>株式保有: 投資金額、値上がり利益</p> <p>インカムを高める投資戦略: 投資金額、値上がり利益</p>	<p>株式保有: 投資金額、値下がり損</p> <p>インカムを高める投資戦略: 投資金額、値下がり損</p>	<p>株式保有: 投資金額、値上がり利益</p> <p>インカムを高める投資戦略: 投資金額、値上がり利益、インカム</p>
期待される投資成果	インカム部分に加えて、値上がり利益も全て享受できます。	値下がりの影響を受けるものの、インカム部分は受取れます。	インカム部分に加えて、値上がり利益も享受できますが、目標株価までに限定されます。

「クロッキー」による投資対象株式の選択

日本を代表する企業の株式から、ドイツ銀行グループが「クロッキー」により割安かつ値上がりが見込まれる投資対象株式を選択します。

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループにより開発された株式分析手法です。



※5 リバランスとは、各銘柄の組入れ比率の調整をいいます。原則として、3ヵ月毎の見直し日以外には銘柄入れ替え及びリバランスを行いません。

「クロッキー」により株式を重点分析します。

- ・企業の収益力はどうか?
- ・収益力に対し、現在の株価は割安か?

値上がりが見込まれる株式30銘柄を選択します。

等金額配分で組入れます。

3ヵ月毎に銘柄を見直し、リバランス^{※5}を行います。

「クロッキー」について

クロッキーとは国や地域、業種の枠を越えた株式分析を目指し、会計データを、より経済実態に沿った「経済データ」に精緻に再構築したうえで使用する投資分析手法です。

株式分析手法「クロッキー」の紹介・コンセプト

CROCI

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループが1995年から1998年にかけて独自に開発した株式分析手法です。

- クロッキーは、全世界の大型株約750銘柄を対象として、専任のアナリスト達が会計データと企業の経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、銘柄分析や新しい指標の算出を行う株式分析手法です。
- 一般的な投資尺度では、国毎の会計制度・税制の違い、セクター毎の財務特性の差異などから、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難でした。
- クロッキーは、表面的な会計データをより経済実態に近づけるように客観的なルールに基づいて調整を施し、様々な有効な投資尺度を計算することを可能にします。
- クロッキーは「Cash Return on Capital Invested」の頭文字で「投下資本に対する現金収益比率」を意味します。

進化した PER「エコノミックPER」

会計データに基づく株価水準を評価する指標として、PER(株価収益率)が広く活用されていますが、PERにはいくつかの明らかな限界があります。

PERは企業の会計データを基に算出されていますが、会計データは、会計というルールの中における計算の積み重ねであり、様々な理由により経済実態との隔たりがあるためです。

クロッキーでは企業の会計データと経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、新しい進化したPER「エコノミックPER」を計算することで、国や業種の枠を越えた株式投資分析を行います。



エコミックPERにより業種を越えた割安度の比較が可能に

薬品メーカーA社「ヘルスケア」



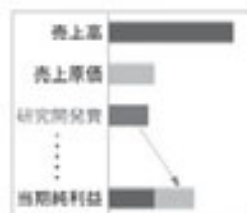
製薬会社は毎期多額の研究開発費を投下します。これは将来における新薬からの収益を得るための投資ですが、会計上は費用として処理され、当期純利益を下げます。結果として、従来のPER(株式時価総額 ÷ 純利益)を上昇させる要因になります。

クロッキーでは、研究開発やブランド価値を高めるためのコストを、費用ではなく将来収益を生むための投資と考え費用計上しません。これらの投資が多くなったとしても必ずしも割高になるというわけではありません。

【貸借対照表 (B/S)】



【損益計算書 (P/L)】



総合商社「資本財・サービス」



多くの会社は、多額の負債借入を行って事業を進行しています。つまり発行済み株式数を増やすことなく、会社の規模を大きくすることで、収益を高めています。結果として、従来のPER(株式時価総額 ÷ 純利益)を低下させる要因になります。

一般的に、負債を増やし会社の規模が増大した場合は、損益の変動幅も大きくなります。クロッキーでは、負債も含めた全企業価値を考慮して計算されますので、規模の増大により利益が増加しても必ずしも割安と判断されることはありません。

【貸借対照表 (B/S)】



クロッキーにより計算される「進化したPER」(エコミックPER)を用いることで、ひとつの尺度で業種を越えて企業の割安度を比較することが可能となります。

委託会社のご紹介

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が投資信託の設定・運用を行います。

- 欧州の総合金融グループ、BNPパリバグループの資産運用部門であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズの日本拠点です。
- BNPパリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高は、約5,090億ユーロ(約68.6兆円)、従業員数は約3,000名、世界35か国に運用拠点を配置しています。(2015年9月末現在)

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

本書で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。

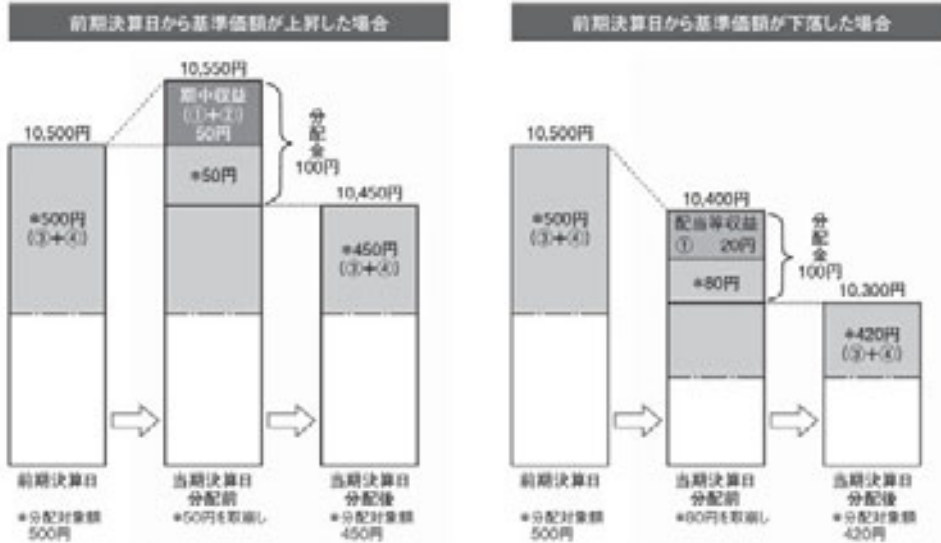
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成18年6月23日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
- 平成18年7月31日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
- 平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

ファンドの設定・運用は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が行います。
当ファンドは、原則として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」^{※6}を主な投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。



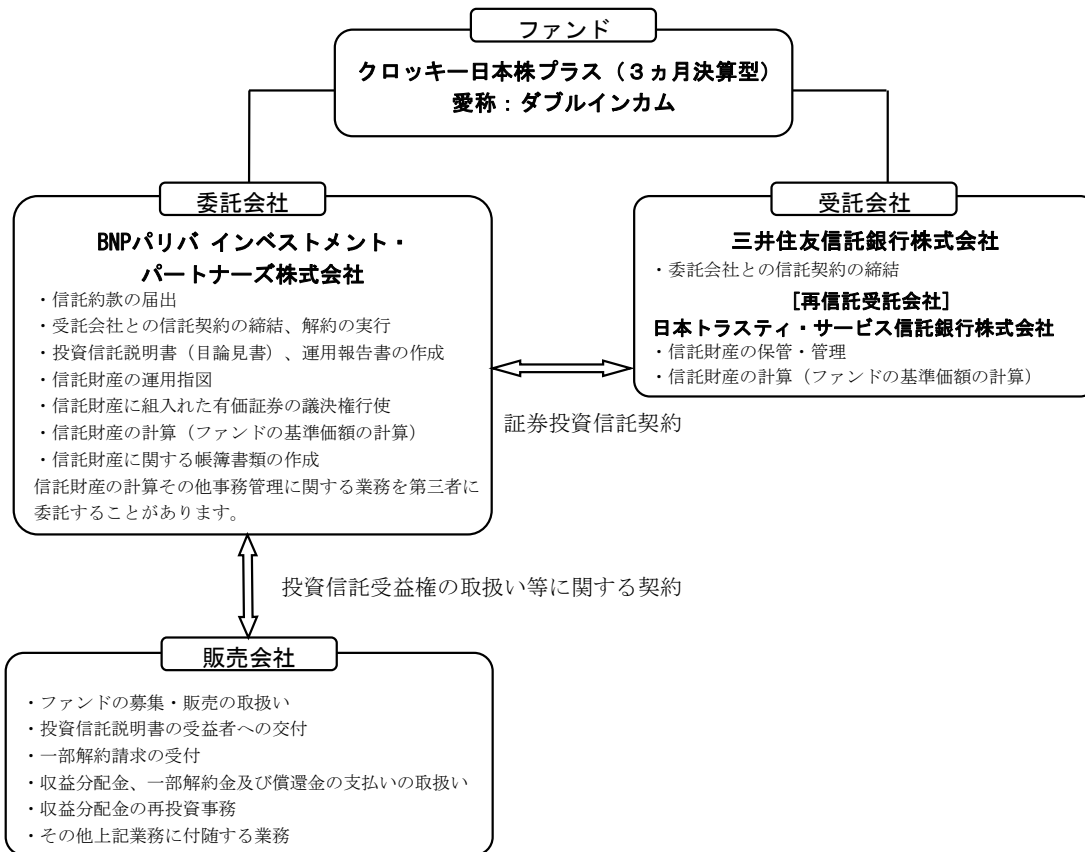
● 「株価連動債」^{※6}とは

株式の値動きや投資戦略の成果により、債券の価格が変動する性格をもちます。
一定条件のもとに年4回、利息を確保する仕組みを持ち、その利息が主な分配原資となります。

※6 日本以外の円取引市場で発行される債券（ユーロ円債）です。クロッキー日本株プラス戦略の戦略スポンサーは、ドイツ銀行ロンドン支店です。本戦略のメンテナンス・維持管理のためのコストとして「株価連動債」の特債から年間1%（2015年12月末現在）を徴収します。

● 投資者の購入申込みについて採用される（翌営業日）基準価額は、購入申込受付日（当日）の日本市場の株価を反映したものです。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係人と締結している契約等の概要



① ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。

《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成27年12月末現在）

①資本金 1億円

②沿革

平成10年11月9日	会社設立
平成10年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
平成11年2月26日	証券投資顧問業の登録
平成12年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
平成12年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

③大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	39,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、特定のユーロ円債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 投資態度

①主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、ドイツ銀行グループが独自に開発した投資手法に基づき計算されるクロッキー日本株プラス戦略のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

②当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入れ替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

③なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める

ものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条及び第28条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書及び13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び13ならびに18の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの及び15に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14ならびに15の証券（ただし、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c. 委託会社は、信託金を、b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、c1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）
運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（10名程度）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

- ①運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記の運用体制等は平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末（毎年3月5日、6月5日、9月5日及び12月5日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、毎期、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ①信託約款で定める主な投資制限
 - a. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
 - b. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - d. 外貨建資産への投資は行いません。
 - e. デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合

理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

②投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

③同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし

ます。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. ⑤において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧有価証券の貸付の指図及び範囲

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. a)に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的とし

て、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- d. ⑨において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 1. 金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
 2. 約束手形
 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 4. 為替手形
 5. 抵当証券

⑩法令による投資制限

- ・ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主として特定の株価連動債に投資しますので、組入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

②市場リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券等への投資にはリスクが伴います。有価証券等の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。

③信用リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産や財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金が支払われなくなる（債務不履行）リスクがあります。また株価連動債は「クロッキー日本株プラス戦略」で選定される株式にも債務不履行リスクがあります。発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回る可能性があります。

④流動性リスク

- ・ 一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られています。ただし、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなる可能性があります。

⑤特定の債券への銘柄集中によるリスク

- ・当ファンドは、原則として株価連動債を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があります、これによって基準価額が下落することが考えられます。

⑥価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、株価の下落及び信用状況により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク
解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・システムリスク・市場リスクなどに関する留意点
証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<租税に関するリスクファクター>

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

- ・市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ・ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の

補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、パーマナントコントロール・リスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

※上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

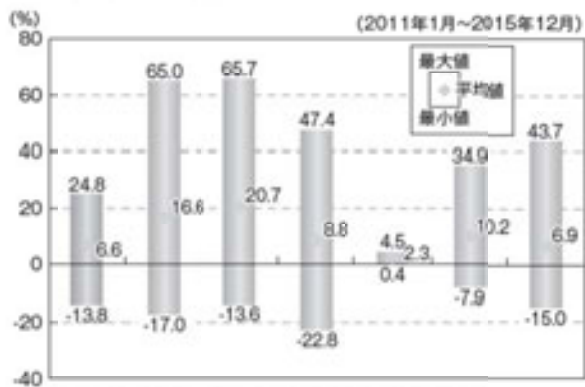
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGEI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します (東証株価指数 (TOPIX): 株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス: MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債: 野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGEI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P. Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%※ (税抜 3.00%) を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額*

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.242%（税抜1.15%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率1.242%（税抜1.15%）	
配分	委託会社	年率0.4428%（税抜0.41%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.756%（税抜0.70%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0432%（税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬及び信託報酬に対する消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中からご負担いただきます。

③投資対象である株価連動債（ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債）の時価に対して年間1%（クロッキー日本株プラス戦略のメンテナンスや維持管理コストとして）の費用がかかります。信託報酬及びこの費用の合計は年率2.242%程度となりますが、株価連動債の組入れ状況により合計数値は変動します。（平成27年12月末現在）

（４）【その他の手数料等】

①ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等、受託会社の立替えた立替金の利息、当該各費用にかかる消費税等相当額を、信託財産でご負担いただきます。

②監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。かかる費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成27年12月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。
 なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。

* 平成28年1月1日より、損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等及び譲渡所得等が追加されます。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

<収益分配金の課税について>

- ① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<外国の税法に関する開示>

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より20歳未満の方を対象とした非課税制度（ジュニアNISA）が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成27年12月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ドイツ	3,449,846,400	97.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		97,926,480	2.76
合計（純資産総額）		3,547,772,880	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成27年12月末現在

国/ 地域	種類	銘柄名	額面 (千円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	8,008,000	43.58 3,489,886,400	43.08 3,449,846,400	97.24

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成27年12月末現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
社債券	外国	97.24

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成26年12月末から平成27年12月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額 (百万円)		基準価額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定計算期間	(平成18年12月5日)	4,259	4,417	10,223	10,603
第2特定計算期間	(平成19年6月5日)	12,819	13,589	10,325	10,945
第3特定計算期間	(平成19年12月5日)	20,366	20,813	9,111	9,311
第4特定計算期間	(平成20年6月5日)	19,733	20,206	8,361	8,561
第5特定計算期間	(平成20年12月5日)	10,335	10,732	4,158	4,318
第6特定計算期間	(平成21年6月5日)	13,987	14,401	5,415	5,575
第7特定計算期間	(平成21年12月7日)	17,370	17,886	5,393	5,553
第8特定計算期間	(平成22年6月7日)	17,110	17,620	5,366	5,526
第9特定計算期間	(平成22年12月6日)	16,084	16,583	5,157	5,317
第10特定計算期間	(平成23年6月6日)	13,518	13,835	4,692	4,802
第11特定計算期間	(平成23年12月5日)	10,426	10,700	4,191	4,301
第12特定計算期間	(平成24年6月5日)	8,699	8,951	3,793	3,903
第13特定計算期間	(平成24年12月5日)	8,448	8,614	4,072	4,152
第14特定計算期間	(平成25年6月5日)	6,707	6,832	4,300	4,380
第15特定計算期間	(平成25年12月5日)	6,168	6,280	4,427	4,507
第16特定計算期間	(平成26年6月5日)	5,429	5,529	4,350	4,430

第17特定計算期間	(平成26年12月5日)	5,232	5,322	4,646	4,726
第18特定計算期間	(平成27年6月5日)	4,796	4,873	4,997	5,077
第19特定計算期間	(平成27年12月7日)	3,633	3,697	4,516	4,596
	平成26年12月末日	5,132	—	4,593	—
	平成27年1月末日	5,125	—	4,626	—
	平成27年2月末日	5,303	—	4,845	—
	平成27年3月末日	5,005	—	4,845	—
	平成27年4月末日	4,973	—	4,960	—
	平成27年5月末日	4,906	—	5,069	—
	平成27年6月末日	4,600	—	4,884	—
	平成27年7月末日	4,506	—	4,839	—
	平成27年8月末日	4,247	—	4,573	—
	平成27年9月末日	3,319	—	4,022	—
	平成27年10月末日	3,699	—	4,538	—
	平成27年11月末日	3,721	—	4,612	—
	平成27年12月末日	3,547	—	4,462	—

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定計算期間	自 平成18年7月31日 至 平成18年12月5日	380
第2特定計算期間	自 平成18年12月6日 至 平成19年6月5日	820
第3特定計算期間	自 平成19年6月6日 至 平成19年12月5日	400
第4特定計算期間	自 平成19年12月6日 至 平成20年6月5日	400
第5特定計算期間	自 平成20年6月6日 至 平成20年12月5日	360
第6特定計算期間	自 平成20年12月6日 至 平成21年6月5日	320
第7特定計算期間	自 平成21年6月6日 至 平成21年12月7日	320
第8特定計算期間	自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日	320
第9特定計算期間	自 平成22年6月8日 至 平成22年12月6日	320
第10特定計算期間	自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	270
第11特定計算期間	自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	220
第12特定計算期間	自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日	220

第13特定計算期間	自 平成24年6月6日 至 平成24年12月5日	160
第14特定計算期間	自 平成24年12月6日 至 平成25年6月5日	160
第15特定計算期間	自 平成25年6月6日 至 平成25年12月5日	160
第16特定計算期間	自 平成25年12月6日 至 平成26年6月5日	160
第17特定計算期間	自 平成26年6月6日 至 平成26年12月5日	160
第18特定計算期間	自 平成26年12月6日 至 平成27年6月5日	160
第19特定計算期間	自 平成27年6月6日 至 平成27年12月7日	160

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率 (%)
第1特定計算期間	自 平成18年7月31日 至 平成18年12月5日	6.0
第2特定計算期間	自 平成18年12月6日 至 平成19年6月5日	9.0
第3特定計算期間	自 平成19年6月6日 至 平成19年12月5日	△7.9
第4特定計算期間	自 平成19年12月6日 至 平成20年6月5日	△3.8
第5特定計算期間	自 平成20年6月6日 至 平成20年12月5日	△46.0
第6特定計算期間	自 平成20年12月6日 至 平成21年6月5日	37.9
第7特定計算期間	自 平成21年6月6日 至 平成21年12月7日	5.5
第8特定計算期間	自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日	5.4
第9特定計算期間	自 平成22年6月8日 至 平成22年12月6日	2.1
第10特定計算期間	自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	△3.8
第11特定計算期間	自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	△6.0
第12特定計算期間	自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日	△4.2
第13特定計算期間	自 平成24年6月6日 至 平成24年12月5日	11.6
第14特定計算期間	自 平成24年12月6日 至 平成25年6月5日	9.5

第15特定計算期間	自 平成25年6月6日 至 平成25年12月5日	6.7
第16特定計算期間	自 平成25年12月6日 至 平成26年6月5日	1.9
第17特定計算期間	自 平成26年6月6日 至 平成26年12月5日	10.5
第18特定計算期間	自 平成26年12月6日 至 平成27年6月5日	11.0
第19特定計算期間	自 平成27年6月6日 至 平成27年12月7日	△6.4

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配基準価額から前期計算期間末日分配基準価額を控除した額を前期計算期間末日分配基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

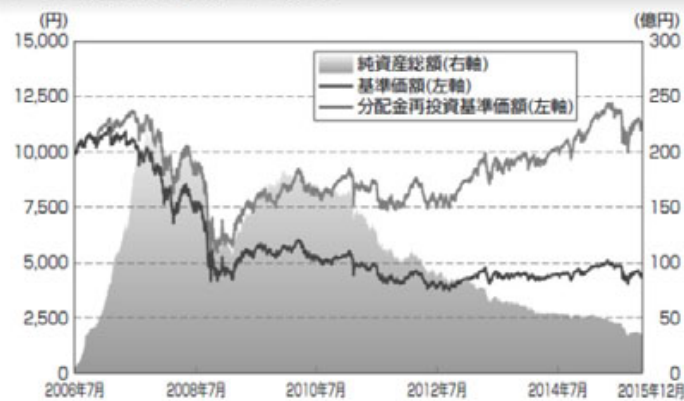
当ファンドの各計算期間における設定及び一部解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数	解約口数
第1特定計算期間	自 平成18年7月31日 至 平成18年12月5日	4,178,037,272	11,687,947
第2特定計算期間	自 平成18年12月6日 至 平成19年6月5日	9,355,821,767	1,105,570,789
第3特定計算期間	自 平成19年6月6日 至 平成19年12月5日	11,435,383,298	1,498,769,622
第4特定計算期間	自 平成19年12月6日 至 平成20年6月5日	2,039,748,889	789,309,602
第5特定計算期間	自 平成20年6月6日 至 平成20年12月5日	2,247,751,265	993,012,709
第6特定計算期間	自 平成20年12月6日 至 平成21年6月5日	2,207,912,653	1,233,035,582
第7特定計算期間	自 平成21年6月6日 至 平成21年12月7日	7,675,768,132	1,300,941,394
第8特定計算期間	自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日	4,533,919,907	4,854,179,168
第9特定計算期間	自 平成22年6月8日 至 平成22年12月6日	2,988,114,469	3,685,106,943
第10特定計算期間	自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	1,974,397,583	4,355,640,768
第11特定計算期間	自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	782,456,691	4,713,535,801
第12特定計算期間	自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日	1,607,771,323	3,551,818,748
第13特定計算期間	自 平成24年6月6日 至 平成24年12月5日	456,329,003	2,643,073,349
第14特定計算期間	自 平成24年12月6日 至 平成25年6月5日	175,067,387	5,323,821,521
第15特定計算期間	自 平成25年6月6日 至 平成25年12月5日	124,627,705	1,789,642,402

第16特定計算期間	自 平成25年12月6日 至 平成26年6月5日	59,169,822	1,512,988,960
第17特定計算期間	自 平成26年6月6日 至 平成26年12月5日	68,511,091	1,286,167,943
第18特定計算期間	自 平成26年12月6日 至 平成27年6月5日	41,039,717	1,704,349,519
第19特定計算期間	自 平成27年6月6日 至 平成27年12月7日	38,138,436	1,590,928,125

<参考情報> 運用実績 (2015年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移



基準価額	4,462円
純資産総額	35.4億円

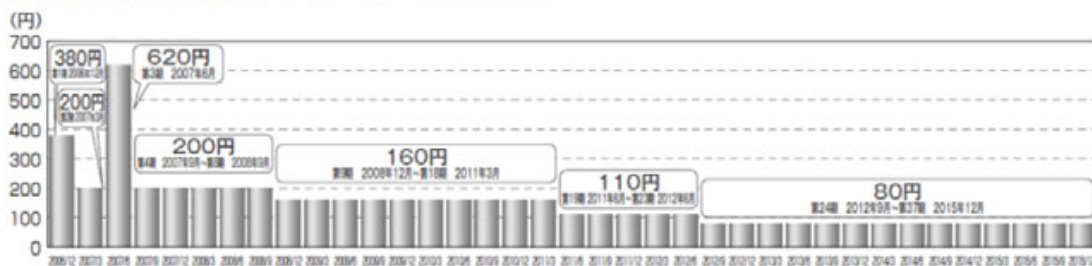
※基準価額は1万口当たり

分配の推移

2014年12月	80円
2015年3月	80円
2015年6月	80円
2015年9月	80円
2015年12月	80円
設定来累計	5,470円

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

設定来の分配の推移(1万口当たり(税引前))



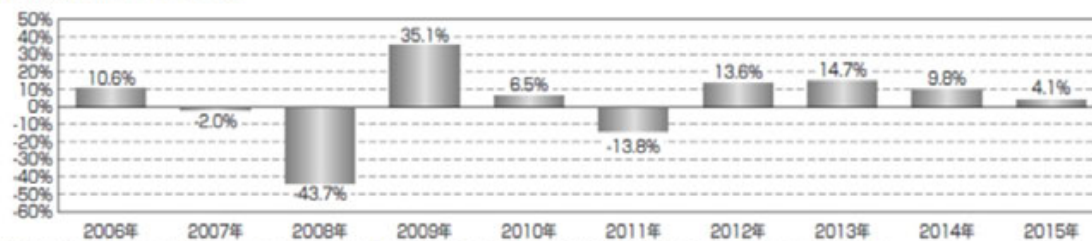
主要な資産の状況

投資状況

資産の種類	国/地域	銘柄名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	97.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			2.76
合計			100.00

※純資産比率とは、ファンドの純資産総額に対する比率をいいます。

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2006年は設定日(2006年7月31日)から年末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※ベンチマークであるクロッキー日本株プラス指数は、2006年8月4日より算出されています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。
- ②取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ④お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
- ⑤お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%*（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。
自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- ①ご換金（解約）のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。
- ②当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、
- ③解約のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。
- ④解約単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
- ⑤解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

<p>《委託会社へのお問合わせ先》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 電話番号：0120-996-222 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時 ホームページ：http://www.bnpparibas-ip/</p>
--

- ⑥解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社にてお支払いします。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧⑦の規定により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解

約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

◆株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

◆公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。*

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「クロ日株3月」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年7月31日から平成28年8月1日までとします。

ただし、受益権口数が10億口を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日まで、及び12月6日から翌年3月5日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件

a. (イ) 委託会社は、当ファンドの一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、繰上償還の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ハ) 繰上償還の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議

を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- (ニ) 繰上償還の公告の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の当ファンドの解約をしません。
 - (ホ) 委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (ヘ) (ハ) から (ホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. (イ) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託会社は、(イ)及び(ロ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) (ハ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ホ) (ニ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の当ファンドの解約をしません。
- (ヘ) 委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト) (ニ)から(ヘ)までの規定は、(ロ)の規定に基づいて当ファンドを解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ニ)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- c. (イ) 委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後述「③信託約款の変更」にしたがいます。
- d. (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。
- (ロ) (イ)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後述「③信託約款の変更 d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- e. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後述「③信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受

託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④反対者の買取請求権

当ファンドの解約または信託約款の変更を行う場合において、前述「①ファンドの償還条件」のa（ハ）及びb（ニ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑦運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年6月及び12月に到来する計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

⑧関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
 - ①当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ②受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
 - ③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
 - ①当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支

払いを開始します。

②受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③償還金の払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

①受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

②解約代金の払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年6月6日から平成27年12月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成28年1月27日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

鷗田 光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）の平成27年6月6日から平成27年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）の平成27年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (平成27年6月5日現在)	当特定期間末 (平成27年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	300,849	512,695
コール・ローン	243,451,565	178,387,210
社債券	4,676,342,400	3,533,466,400
未収利息	66	48
その他未収収益	—	2,157,621
流動資産合計	4,920,094,880	3,714,523,974
資産合計	4,920,094,880	3,714,523,974
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	76,793,401	64,371,084
未払解約金	30,491,213	4,739,110
未払受託者報酬	541,663	393,048
未払委託者報酬	15,031,188	10,907,032
その他未払費用	637,391	693,124
流動負債合計	123,494,856	81,103,398
負債合計	123,494,856	81,103,398
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 9,599,175,207	※1,※2 8,046,385,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △4,802,575,183	※3 △4,412,964,942
（分配準備積立金）	356,897,453	364,968,265
元本等合計	4,796,600,024	3,633,420,576
純資産合計	4,796,600,024	3,633,420,576
負債純資産合計	4,920,094,880	3,714,523,974

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間		当特定期間	
	自	平成26年12月6日 至 平成27年6月5日	自	平成27年6月6日 至 平成27年12月7日
営業収益				
受取利息		262,299,753		226,011,878
有価証券売買等損益		297,670,400		△533,692,000
その他収益		2,314,462		2,157,621
営業収益合計		562,284,615		△305,522,501
営業費用				
受託者報酬		1,089,363		894,987
委託者報酬		30,229,860		24,835,931
その他費用		1,602,736		1,692,689
営業費用合計		32,921,959		27,423,607
営業利益又は営業損失(△)		529,362,656		△332,946,108
経常利益又は経常損失(△)		529,362,656		△332,946,108
当期純利益又は当期純損失(△)		529,362,656		△332,946,108
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		13,847,792		17,314,858
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△6,029,703,052		△4,802,575,183
剰余金増加額又は欠損金減少額		897,391,103		899,590,973
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		897,391,103		899,590,973
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—		—
剰余金減少額又は欠損金増加額		21,520,826		21,002,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		21,520,826		21,002,499
分配金		※ ¹ 164,257,272		※ ¹ 138,717,267
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△4,802,575,183		△4,412,964,942

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日の取扱い 平成27年12月5日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成27年12月7日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (平成27年6月5日現在)	当特定期間末 (平成27年12月7日現在)
<p>※1 期首元本額 11,262,485,009円</p> <p>期中追加設定元本額 41,039,717円</p> <p>期中解約元本額 1,704,349,519円</p>	<p>※1 期首元本額 9,599,175,207円</p> <p>期中追加設定元本額 38,138,436円</p> <p>期中解約元本額 1,590,928,125円</p>
<p>※2 特定期間末における受益権の総数 9,599,175,207口</p>	<p>※2 特定期間末における受益権の総数 8,046,385,518口</p>
<p>※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、4,802,575,183円であります。</p>	<p>※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、4,412,964,942円であります。</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p>前特定期間</p> <p>自 平成26年12月 6 日</p> <p>至 平成27年 6 月 5 日</p>
<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(自 平成26年12月 6 日 至 平成27年 3 月 5 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(126,636,583円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,682,019円)及び分配準備積立金(320,234,527円)より分配対象収益は506,553,129円(1万口当たり463.30円)であり、うち87,463,871円(1万口当たり80.00円)を分配金額としております。</p> <p>分配金の計算過程</p> <p>(自 平成27年 3 月 6 日 至 平成27年 6 月 5 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(116,468,105円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(53,126,225円)及び分配準備積立金(317,222,749円)より分配対象収益は486,817,079円(1万口当たり507.13円)であり、うち76,793,401円(1万口当たり80.00円)を分配金額としております。</p>

<p>当特定期間</p> <p>自 平成27年 6 月 6 日</p> <p>至 平成27年12月 7 日</p>
<p>※1 分配金の計算過程</p> <p>(自 平成27年 6 月 6 日 至 平成27年 9 月 7 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(105,027,726円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(52,470,333円)及び分配準備積立金(345,405,344円)より分配対象収益は502,903,403円(1万口当たり541.14円)であり、うち74,346,183円(1万口当たり80.00円)を分配金額としております。</p> <p>分配金の計算過程</p> <p>(自 平成27年 9 月 8 日 至 平成27年12月 7 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(102,388,037円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(45,964,958円)及び分配準備積立金(326,951,312円)より分配対象収益は475,304,307円(1万口当たり590.69円)であり、うち64,371,084円(1万口当たり80.00円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、特定の債券への銘柄集中によるリスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 (平成27年6月5日現在)	当特定期間末 (平成27年12月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>

(有価証券に関する注記)

前特定期間末 (平成27年 6 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	178,173,600
合計	178,173,600

当特定期間末 (平成27年12月 7 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	232,699,600
合計	232,699,600

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

前特定期間末 (平成27年 6 月 5 日現在)		当特定期間末 (平成27年12月 7 日現在)	
一口当たり純資産額	0.4997 円	一口当たり純資産額	0.4516 円
(一万口当たり純資産額	4,997 円)	(一万口当たり純資産額	4,516 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	8,108,000,000	3,533,466,400	
	社債券 小計	8,108,000,000	3,533,466,400	
	合計	8,108,000,000	3,533,466,400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成27年12月30日

I 資産総額	3,550,692,908	円
II 負債総額	2,920,028	円
III 純資産総額 (I - II)	3,547,772,880	円
IV 発行済数量	7,951,023,831	口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.4462	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成27年12月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	39,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成27年12月末現在）

(1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしないうちもしくは議長となろうとしないうちは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ①運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ②運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえて、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成27年12月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	38	3,187
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	9	94
単位型公社債投資信託	4	3
合計	51	3,285

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第18期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。
3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、定款を一部変更し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって、当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となっております。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 嘉雄



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田 信之



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第16期 (平成26年3月31日現在)		第17期 (平成27年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		400,821		1,528,831
前払費用			19,777		10,913
未収委託者報酬			402,271		373,920
未収運用受託報酬			117,605		46,738
未収投資助言報酬			202,273		42,007
未収収益			355,583		212,476
未収入金			1,475		317
立替金			10,571		1,903
流動資産計			1,510,380		2,217,109
固定資産					
有形固定資産			195,444		-
建物	* 1	190,332		-	
器具備品	* 1	5,112		-	
無形固定資産			1,684		-
ソフトウェア		1,684		-	
投資その他の資産			24,418		16,312
長期差入保証金		18,418		10,312	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			221,547		16,312
資産合計			1,731,928		2,233,422

期別		第16期 (平成26年3月31日現在)		第17期 (平成27年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			94,699		73,166
未払金			566,890		465,892
未払手数料		235,424		214,111	
未払委託調査費		223,426		150,293	
その他未払金		108,039		101,487	
未払費用			342,110		437,963
未払法人税等			3,799		36,408
賞与引当金			40,477		31,102
役員賞与引当金			17,652		4,913
流動負債計			1,065,630		1,049,446
固定負債					
繰延税金負債			32,644		-
退職給付引当金			306,097		314,850
役員退職慰労引当金			151,389		1,433
資産除去債務			100,614		101,800
固定負債計			590,746		418,083
負債合計			1,656,376		1,467,530
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			548,303		475,551
資本準備金		257,777		50,000	
その他資本剰余金		290,526		425,551	
利益剰余金			△572,751		190,340
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△572,751		190,340	
株主資本合計			75,551		765,891
純資産合計			75,551		765,891
負債・純資産合計			1,731,928		2,233,422

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		第17期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,082,527		1,863,029
運用受託報酬			488,796		370,441
投資助言報酬			167,533		168,787
その他営業収益			852,656		781,704
営業収益計			3,591,513		3,183,962
営業費用					
支払手数料			878,755		792,114
広告宣伝費			2,689		2,204
調査費			678,863		603,132
調査研究費		65,433		59,655	
委託調査費		613,430		543,476	
委託計算費			138,519		100,266
営業雑経費			51,203		42,026
印刷費		47,001		38,373	
協会費		4,201		3,653	
営業費用計			1,750,031		1,539,744
一般管理費					
給料			1,155,345		1,058,387
役員報酬		98,869		60,109	
給料・手当		906,049		867,557	
賞与		150,426		130,720	
業務委託費			603,856		580,595
交際費			2,681		2,625
旅費交通費			22,845		27,612
租税公課			3,506		3,655
不動産賃借料			231,949		229,651
賞与引当金繰入額			39,232		19,459
退職給付費用			80,343		63,961
役員退職慰労引当金繰入額			3,377		2,117
固定資産減価償却費			15,153		18,944
のれん償却費			43,571		-
諸経費			134,438		182,194
一般管理費計			2,336,301		2,189,205
営業利益又は営業損失 (△)			△ 494,819		△ 544,988

期別		第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		第17期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	金額	千円	金額
営業外収益						
受取利息				3		43
為替差益				719		10,777
雑益				23,096		2,174
営業外収益計				23,819		12,995
営業外費用						
株式交付費				—		1,750
雑損失				12,722		1,661
営業外費用計				12,722		3,411
経常利益又は経常損失 (△)				△ 483,722		△ 535,403
特別利益						
受贈益	* 1			—		950,000
特別利益計				—		950,000
特別損失						
割増退職金				69,231		41,121
減損損失	* 2			—		179,370
特別損失計				69,231		220,491
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失 (△)				△ 552,953		194,104
法人税、住民税及び事業税			3,800		36,409	
法人税等調整額			15,998	19,798	△ 32,644	3,764
当期純利益又は当期純損失 (△)				△ 572,751		190,340

(3) 【株主資本等変動計算書】

第16期
自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	257,777	1,128,140	1,385,918	△837,614	△837,614	648,303	648,303
当期変動額								
欠損填補			△837,614	△837,614	837,614	837,614	-	-
当期純損失					△572,751	△572,751	△572,751	△572,751
当期変動額合計	-	-	△837,614	△837,614	264,863	264,863	△572,751	△572,751
当期末残高	100,000	257,777	290,526	548,303	△572,751	△572,751	75,551	75,551

第17期
自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	△572,751	△572,751	75,551	75,551
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	△250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		△457,777	457,777	-			-	-
欠損填補			△572,751	△572,751	572,751	572,751	-	-
当期純利益					190,340	190,340	190,340	190,340
当期変動額合計	-	△207,777	135,025	△72,751	763,092	763,092	690,340	690,340
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	765,891

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。</p>
<p>3. 繰延資産の処理方法</p>	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>6. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第16期 (平成26年3月31日現在)	第17期 (平成27年3月31日現在)								
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物</td> <td style="text-align: right;">31,114千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">3,753千円</td> </tr> </table> <p>* 2 関係会社項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">399,919千円</td> </tr> </table>	建物	31,114千円	器具備品	3,753千円	預金	399,919千円	<p>* 1 —</p> <p>* 2 関係会社項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">1,528,332千円</td> </tr> </table>	預金	1,528,332千円
建物	31,114千円								
器具備品	3,753千円								
預金	399,919千円								
預金	1,528,332千円								

(損益計算書関係)

第16期 (平成26年3月31日現在)	第17期 (平成27年3月31日現在)																
—	* 1 当社の親会社であるBNPパリバ インベ ストメント・パートナーズ SAより、当 社の営業を支援する目的で現金の贈与を受 けたものであります。																
—	<p>* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グル ープについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="767 573 1418 728"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所設 備</td> <td>東京都 千代田 区</td> <td>建物・器具 備品・ソフ トウェア</td> <td>千円 179,370</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じる キャッシュ・フローが継続してマイナスになっ ているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減 損損失として特別損失に計上しております。そ の内訳は、以下の通りであります。</p> <p>(減損損失の金額)</p> <table data-bbox="767 1077 1418 1227"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>174,729千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,776千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>864千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>179,370千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営ん でおります。基本的に全ての資産が一体となっ てキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務 所の全資産を一つの単位としてグルーピングを しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用してお りますが継続して営業活動から生じるキャッ シュ・フローがマイナスとなっているため、使 用価値は零として算定しております。</p>	用途	場所	種類	金額	事務所設 備	東京都 千代田 区	建物・器具 備品・ソフ トウェア	千円 179,370	建物	174,729千円	器具備品	3,776千円	ソフトウェア	864千円	合計	179,370千円
用途	場所	種類	金額														
事務所設 備	東京都 千代田 区	建物・器具 備品・ソフ トウェア	千円 179,370														
建物	174,729千円																
器具備品	3,776千円																
ソフトウェア	864千円																
合計	179,370千円																

(株主資本等変動計算書関係)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	19,000	—	—	19,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	19,000	20,000	—	39,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。		(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	
(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。		(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	
(借主側)		(借主側)	
1年内	168,959千円	1年内	125,248千円
1年超	125,284千円	1年超	—千円
合 計	294,243千円	合 計	125,248千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第16期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第16期
(平成26年3月31日現在)

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	400,821	400,821	—
未収委託者報酬	402,271	402,271	—
未収運用受託報酬	117,605	117,605	—
未収投資助言報酬	202,273	202,273	—
未収収益	355,583	355,583	—
資産計	1,478,555	1,478,555	—
預り金	94,699	94,699	—
未払手数料	235,424	235,424	—
未払委託調査費	223,426	223,426	—
その他未払金	108,039	108,039	—
未払費用	342,110	342,110	—
負債計	1,003,701	1,003,701	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 預り金、その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	400,821	—	—	—
未収委託者報酬	402,271	—	—	—
未収運用受託報酬	117,605	—	—	—
未収投資助言報酬	202,273	—	—	—
未収収益	355,583	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

第17期

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第17期
(平成27年3月31日現在)

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,528,831	1,528,831	—
未収委託者報酬	373,920	373,920	—
未収運用受託報酬	46,738	46,738	—
未収投資助言報酬	42,007	42,007	—
未収収益	212,476	212,476	—
資産計	2,203,974	2,203,974	—
未払手数料	214,111	214,111	—
未払委託調査費	150,293	150,293	—
その他未払金	101,487	101,487	—
未払費用	437,963	437,963	—
負債計	903,855	903,855	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,528,831	—	—	—
未収委託者報酬	373,920	—	—	—
未収運用受託報酬	46,738	—	—	—
未収投資助言報酬	42,007	—	—	—
未収収益	212,476	—	—	—

(有価証券関係)

第16期 (平成26年3月31日現在)	第17期 (平成27年3月31日現在)
重要性が低いと記載を省略しております。	重要性が低いと記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△56,503千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>△24,395千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>306,097千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,626千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	318,280千円	退職給付費用	68,716千円	退職給付の支払額	△56,503千円	その他未払金への振替額	△24,395千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	306,097千円	簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>306,097千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>54,100千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△40,030千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>△5,317千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>314,850千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>54,100千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,861千円でありました。</p>	退職給付引当金の期首残高	306,097千円	退職給付費用	54,100千円	退職給付の支払額	△40,030千円	その他未払金への振替額	△5,317千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	314,850千円	簡便法で計算した退職給付費用	54,100千円
退職給付引当金の期首残高	318,280千円																												
退職給付費用	68,716千円																												
退職給付の支払額	△56,503千円																												
その他未払金への振替額	△24,395千円																												
<hr/>																													
退職給付引当金の期末残高	306,097千円																												
簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円																												
退職給付引当金の期首残高	306,097千円																												
退職給付費用	54,100千円																												
退職給付の支払額	△40,030千円																												
その他未払金への振替額	△5,317千円																												
<hr/>																													
退職給付引当金の期末残高	314,850千円																												
簡便法で計算した退職給付費用	54,100千円																												

(税効果会計関係)

第16期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	第17期 自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">110,348</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">54,575</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">14,592</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">16,720</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">123,330</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">53,299</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,682,660</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,055,527</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 3,055,527</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>資産除去債務に対応する 除去費用</td><td style="text-align: right;">△32,644</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△32,644</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金	110,348	役員退職慰労引当金	54,575	賞与引当金	14,592	未払金	16,720	未払費用	123,330	その他	53,299	繰越欠損金	2,682,660	繰延税金資産小計	3,055,527	評価性引当額	△ 3,055,527	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債		資産除去債務に対応する 除去費用	△32,644	繰延税金資産(負債)の純額	△32,644	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">111,330</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">506</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">10,997</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">22,737</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">154,863</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">82,962</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,338,840</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,722,239</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 2,722,239</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>資産除去債務に対応する 除去費用</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">—</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">36.05%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.96%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">10.52%</td></tr> <tr><td>繰越欠損金の期限切れ</td><td style="text-align: right;">100.79%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 175.14%</td></tr> <tr><td>税率変更による影響額</td><td style="text-align: right;">27.37%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.39%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1.94%</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	111,330	役員退職慰労引当金	506	賞与引当金	10,997	未払金	22,737	未払費用	154,863	その他	82,962	繰越欠損金	2,338,840	繰延税金資産小計	2,722,239	評価性引当額	△ 2,722,239	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債		資産除去債務に対応する 除去費用	—	繰延税金資産(負債)の純額	—	法定実効税率	36.05%	(調整)		住民税均等割	1.96%	交際費等永久に損金に算入されない項目	10.52%	繰越欠損金の期限切れ	100.79%	評価性引当額の増減額	△ 175.14%	税率変更による影響額	27.37%	その他	0.39%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.94%
繰延税金資産																																																																											
退職給付引当金	110,348																																																																										
役員退職慰労引当金	54,575																																																																										
賞与引当金	14,592																																																																										
未払金	16,720																																																																										
未払費用	123,330																																																																										
その他	53,299																																																																										
繰越欠損金	2,682,660																																																																										
繰延税金資産小計	3,055,527																																																																										
評価性引当額	△ 3,055,527																																																																										
繰延税金資産合計	—																																																																										
繰延税金負債																																																																											
資産除去債務に対応する 除去費用	△32,644																																																																										
繰延税金資産(負債)の純額	△32,644																																																																										
繰延税金資産																																																																											
退職給付引当金	111,330																																																																										
役員退職慰労引当金	506																																																																										
賞与引当金	10,997																																																																										
未払金	22,737																																																																										
未払費用	154,863																																																																										
その他	82,962																																																																										
繰越欠損金	2,338,840																																																																										
繰延税金資産小計	2,722,239																																																																										
評価性引当額	△ 2,722,239																																																																										
繰延税金資産合計	—																																																																										
繰延税金負債																																																																											
資産除去債務に対応する 除去費用	—																																																																										
繰延税金資産(負債)の純額	—																																																																										
法定実効税率	36.05%																																																																										
(調整)																																																																											
住民税均等割	1.96%																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.52%																																																																										
繰越欠損金の期限切れ	100.79%																																																																										
評価性引当額の増減額	△ 175.14%																																																																										
税率変更による影響額	27.37%																																																																										
その他	0.39%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.94%																																																																										

(資産除去債務関係)

第16期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	第17期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日																		
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,926千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">918千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">△10,244千円</td> </tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td> <td style="text-align: right;">57,013千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">100,614千円</td> </tr> </table> <p>(*) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当事業年度期首における見積額と比べて増加する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更を行いました。これに伴う増加額57,013千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。</p>	期首残高	52,926千円	時の経過による調整額	918千円	資産除去債務の履行による減少額	△10,244千円	見積りの変更による増加額	57,013千円	(*)		期末残高	100,614千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">100,614千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">1,185千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">101,800千円</td> </tr> </table>	期首残高	100,614千円	時の経過による調整額	1,185千円	期末残高	101,800千円
期首残高	52,926千円																		
時の経過による調整額	918千円																		
資産除去債務の履行による減少額	△10,244千円																		
見積りの変更による増加額	57,013千円																		
(*)																			
期末残高	100,614千円																		
期首残高	100,614千円																		
時の経過による調整額	1,185千円																		
期末残高	101,800千円																		

(セグメント情報等)

第16期
自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,082,527	656,330	852,656	3,591,513

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
	2,536,104	487,772	272,355	295,281	3,591,513

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド (株式型)	362,685	なし
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネイザーラ ンズ NV	487,772	なし

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第17期
自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	1,863,029	539,228	781,704	3,183,962

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
	2,227,464	457,374	183,839	315,285	3,183,962

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり	322,503	なし
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネイザーラ ンズ NV	457,374	なし

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者関係)

第16期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ネイ ザーランズ NV	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	1.45 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	487,772	未収収益	231,330
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ルク センブルク SA	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	229,195	未収収益	86,364
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント ブラジル LTDA	サンパウ ロ、 ブラジル 連邦共和 国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託 調査費 の支払	104,667	未払 委託 調査費	37,324
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	64百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約の 締結 業務委託契約の 締結	投資助言 報酬 の受入 業務委託 費の支払	164,002 185,663	未収投資 助言報酬 未払費用	201,454 99,774
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベル ギー SA	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	262,916	未払費用	126,958
親会社 の子会社	ファンド クエスタ アドバイザー SASU	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	諸経費 の支払	3,490	未払費用	19,550

親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区	1,020億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の支払	217,532	-	-
---------	--------------	---------	---------	----------	----	------------	-------	---------	---	---

第17期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ SA	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資(注1)	500,000	-	-
						現金の贈与	受贈益(注4)	950,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ネイザーラズ NV	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	457,374	未収収益	115,574
親会社の子会社	BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク SA	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	165,361	未収収益	44,951
親会社の子会社	BNPパリバアセットマネジメントブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	98,254	未払委託調査費	32,425

親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	67百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約の 締結	投資助言 報酬 の受入	165,672	未収投資 助言報酬	41,259
						業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	184,596	未払費用	123,348
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ ベルギー SA	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	265,272	未払費用	175,373
親会社の子会社	ファンド クエスト アドバイザー SASU	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	諸経費 の支払	19,965	未払費用	21,748

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり25,000円で引き受けたものであります。
(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
(注3) 取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
(注4) 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA (非上場)
ビー・エヌ・ピー・パリバ (ユーロネクスト・パリに上場)

(1株当たり情報)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
・1株当たり純資産 3,976円	・1株当たり純資産 19,638円
・1株当たり当期純損失 30,144円	・1株当たり当期純利益 4,999円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
当期純損失 572,751千円	当期純利益 190,340千円
普通株主に帰属しない金額 —	普通株主に帰属しない金額 —
普通株式に係る当期純損失 572,751千円	普通株式に係る当期純利益 190,340千円
期中平均株式数・普通株式 19,000株	期中平均株式数・普通株式 38,068株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 嘉雄

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山田 信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第18期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在)	
資産の部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			1,009,804
前払費用			15,509
未収委託者報酬			333,785
未収運用受託報酬			70,914
未収投資助言報酬			112,958
未収収益			225,403
未収入金			455
立替金			690
流動資産計			1,769,521
固定資産			
投資その他の資産			16,312
長期差入保証金		10,312	
その他		6,000	
固定資産計			16,312
資産合計			1,785,834

期別		第18期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			21,883
未払金			438,209
未払手数料		166,407	
未払委託調査費		139,069	
その他未払金		132,731	
未払費用			288,970
未払法人税等			1,145
未払消費税等	* 1		12,799
賞与引当金			88,585
役員賞与引当金			15,326
流動負債計			866,920
固定負債			
退職給付引当金			278,060
役員退職慰労引当金			2,500
資産除去債務			102,398
固定負債計			382,959
負債合計			1,249,879
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			475,551
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		425,551	
利益剰余金			△39,597
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△39,597	
株主資本合計			535,954
純資産合計			535,954
負債・純資産合計			1,785,834

(2) 中間損益計算書

期別		第18期中間会計期間 自平成27年 4月 1日 至平成27年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			942,295
運用受託報酬			186,606
投資助言報酬			72,654
その他営業収益			354,347
営業収益計			1,555,903
営業費用			
支払手数料			379,543
広告宣伝費			564
調査費			287,819
調査研究費		28,285	
委託調査費		259,534	
委託計算費			52,438
営業雑経費			18,759
印刷費		15,743	
協会費		3,015	
営業費用計			739,125
一般管理費			
給料			431,993
役員報酬		16,500	
給料・手当		410,329	
賞与		5,164	
業務委託費			256,453
交際費			1,054
旅費交通費			16,572
租税公課			675
不動産賃借料			114,357
賞与引当金繰入額			58,599
役員賞与引当金繰入額			10,413
退職給付費用			29,678
役員退職慰労引当金繰入額			1,066
固定資産減価償却費			598
諸経費			72,201
一般管理費計			993,666
営業損失			△ 176,888

期別		第18期中間会計期間 自平成27年 4月 1日 至平成27年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			399
為替差益			1,685
雑益			26,896
営業外収益計			28,980
営業外費用			
雑損失			614
営業外費用計			614
経常損失			△ 148,521
特別損失			
割増退職金			80,270
特別損失計			80,270
税引前中間純損失			△ 228,792
法人税、住民税及び事業税			1,145
中間純損失			△ 229,937

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間
自 平成27年4月 1日
至 平成27年9月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	765,891
当中間期変動額								
中間純損失					△229,937	△229,937	△229,937	△229,937
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△229,937	△229,937	△229,937	△229,937
当中間期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	△39,597	△39,597	535,954	535,954

重要な会計方針

第18期中間会計期間 自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 決算日の変更に関する事項 平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、定款を一部変更し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって、当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第18期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
* 1 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

第18期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	39,000	-	-	39,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第18期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)	
1年内	40,798 千円
1年超	- 千円
合 計	40,798 千円

(金融商品関係)

第18期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	1,009,804	1,009,804	-
未収委託者報酬	333,785	333,785	-
未収運用受託報酬	70,914	70,914	-
未収投資助言報酬	112,958	112,958	-
未収収益	225,403	225,403	-
資産計	1,752,866	1,752,866	-
未払手数料	166,407	166,407	-
未払委託調査費	139,069	139,069	-
その他未払金	132,731	132,731	-
未払費用	288,970	288,970	-
負債計	727,179	727,179	-
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

(有価証券関係)

第18期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
重要性が低いため記載を省略しております。	

(デリバティブ取引関係)

第18期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)	
該当事項はありません。	

(資産除去債務関係)

第18期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	101,800千円
時の経過による調整額	<u>598千円</u>
当中間会計期間末残高	102,398千円

(セグメント情報等)

第18期中間会計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				
(単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	942,295	259,260	354,347	1,555,903
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				
(単位：千円)				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,091,722	212,167	114,456	137,558	1,555,903
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3. 主要な顧客ごとの情報				
(単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり (SMA専用)	226,585	なし		
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネイザーラ ンズ NV	211,214	なし		
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)				
該当事項はありません。				
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)				
該当事項はありません。				
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)				
該当事項はありません。				

(1株当たり情報)

第18期中間会計期間
自 平成27年4月 1日
至 平成27年9月30日

- 1株当たり純資産額 13,742円
- 1株当たり中間純損失 5,895円

1株当たり中間純損失の算定上の基礎

中間純損失	229,937千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純損失	229,937千円
期中平均株式数	普通株式 39,000株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託<クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）> 運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

特定のユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れます。

(2) 投資態度

- ①主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組み入れることで、ドイツ銀行グループが独自に開発した投資手法に基づき計算されるクロッキー日本株プラス戦略のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。
- ②当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替は行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託者の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、每期、委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託<クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）> 信託約款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ③受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的および金額】

- 第2条 委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金526,507,533円を信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年8月1日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については526,507,533口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

【信託日時異なる受益権の内容】

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1

項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の発行についての受託者の認証】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する販売会社が個別に定める単位をもって、取得申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、この約款において「自動けいぞく投資約款にしたがった契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款にしたがった契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款にしたがった契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

②前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③第3項の募集取扱手数料の額は、委託者の指定する販売会社が基準価額に3%(税抜き)を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

④前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

【受益証券の種類】

第13条 <削除>

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第16条 <削除>

【記名式の受益証券の再交付】

第17条 <削除>

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第18条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条および第28条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権(イおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【投資の対象とする有価証券等】

第21条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第15号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第14号ならびに第15号の証券（ただし、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の80を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ②前項の取扱いは、第26条、第27条、第28条、第30条、第35条、第36条および第37条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第32条 <削除>

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できます。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金

日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
 2. 約束手形
 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 4. 為替手形
 5. 抵当証券

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年3月6日から6月5日、6月6日から9月5日、9月6日から12月5日および12月6日から翌年3月5日までとするを原則とします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成18年7月31日から平成18年12月5日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書の作成・印刷費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ②委託者は、前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書の作成・印刷費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託者は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

【信託報酬等】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115（税抜き）の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第44条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ <削除>
- ⑧ <削除>

【受益証券の保護預りおよび返還請求の取扱い】

第47条 <削除>

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第49条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、当日の午後3時（平日営業日は午前11時）まで委託者に1口の整数倍で委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行なうものとし、
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

【質権口記載又は記録の受益権の取扱い】

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第57条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、平成25年5月1日までは日本経済新聞に掲載し、平成25年5月2日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ②平成25年5月2日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第46条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるも

のとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成18年7月31日

委託者 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社